

双日まもるくんのご案内

(団体総合生活保険)

《golfer向けプラン》

傷害

賠償

財産

費用



東京海ジョー

団体割引
20%適用

※商品改定により、今年度の団体割引率が減少しています。

補償期間：

平成27年7月1日午後4時から平成28年1月1日午後4時まで(6か月間)

保険料払込方法：

【従業員の方】9月給与より引き去ります(一時払)。

※所属されている勤務先によっては口座振替となります。

【退職者の方】ご指定の口座より9月28日に引き落としします(一時払)。

※保険料の引き落としは、双日株式会社から集金代行委託を受けた明治安田システム・テクノロジー株式会社より請求させていただきますので、通帳に記載される名義は「MBS.ソウジツ・ホケン」となります旨、あらかじめご了承ください。

※一部の金融機関では、上記名義と異なる場合があります。また、口座からの引き落とし前に事前通知はございません。

※9月28日に口座より引き落としがからなかった場合・・・

弊社口座に10月30日までに直接振込にて払込みいただくようご案内させていただきます。

期日までにお振込みのない場合には、11月1日付けをもって脱退となり、7月1日から脱退日までの既経過保険料を払込みいただく事となります。

募集期間：

平成27年5月1日(金)から平成27年6月5日(金)まで

加入方法：

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

・今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

・新規ご加入の方、変更を希望される方は、代理店 双日インシュアランス までお問い合わせください。

現在ご加入の「golfer保険」は、平成27年1月1日を始期とする「双日まもるくん(団体総合生活保険)」に統合・一本化(平成27年7月1日付で中途加入)します。なお、今回ご加入いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。詳細は、代理店までお問い合わせください。

団体総合生活保険の特徴

- 1 20%の割引が適用されます！
団体割引：20%
- 2 充実したサービスにより安心をお届けします！

メディカルアシスト

デイリーサポート

自動セット

サービスの詳細は後記「サービスのご案内」をご参照ください。



補償ラインナップ(基本補償)

ご自身のケガ【傷害補償】

例えば… ・スイングした拍子に転んでケガをした。

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

死亡・後遺障害

ケガで死亡されたり後遺障害が生じたときに、保険金をお支払いします。

入院・手術

ケガで入院*1や手術*2をしたときに、保険金をお支払いします。

*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

通院

ケガで通院したときに、保険金をお支払いします。

※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。



第三者に対する賠償責任【個人賠償責任】

例えば… ・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。

日本国内外を問わず、ご本人*1が行うゴルフの練習、競技または指導中に他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※第三者に対する賠償責任については日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。



ゴルフ用品の損害【携行品】

例えば… ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、ゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りです。)

②ゴルフクラブの破損、曲損



ホールインワン・アルバトロス費用

例えば… ・ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

【団体割引:20%】

型		本人型			
セット名		Aセット	Bセット	Cセット	Dセット
保険料(一時払・6か月分)		6,430円	3,690円	2,440円	1,190円
年間保険料		13,000円	7,500円	5,000円	2,500円
傷害補償 (ご自身に対するケガ)	タイプコード	HATB	HATE	HATC	HATD
	死亡・後遺障害保険金額	2,700万円	1,650万円	1,350万円	2,050万円
	入院保険金日額*1(1日あたり)	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円
	通院保険金日額(1日あたり)	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
個人賠償責任 (第三者に対する賠償責任)	タイプコード	KCTB	KCTB	KCTB	KCTB
	保険金額	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円
携行品 (ゴルフ用品の損害)	タイプコード	HDTC	HDTE	HDTD	HDTD
	保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	50万円	30万円	20万円	20万円
ホールインワン・ アルバトロス費用	タイプコード	KETC	KETB	KETA	
	保険金額	100万円	50万円	30万円	

*1 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置等お支払いの対象外の手術があります。

※golfer保険の各タイプに現在ご加入の方は、後記「加入タイプ読替えのポイント」をご参照ください。

<保険の対象となる方>

保険の対象となる方は、下記の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。なお、個人賠償責任において、ご本人が未成年者である場合は、ご本人の親権者およびその他の法定の監督義務者も保険の対象となる方に含みます。

① 双日株式会社およびその系列会社の役員・従業員・退職者
※対象となる系列会社につきましては、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

② 上記①の家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
	上記①と同居されているご親族ならびに使用人の方

サービスのご案内



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は予告なく変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。
また、夜間の緊急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



24時間365日受付*1



0120-708-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

緊急医療相談

常駐の救急の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします(より深いアドバイスをお聞きになりたい場合には、別途、専門の医師にご予約させていただきます。)

転院・患者移送手配*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

*2 実際の転院移送費用は、このサービスの対象外です。

・デイリーサポート

介護・法律・税務に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。



受付時間:

いずれも土日
祝日・年末
年始を除く

・電話介護相談	: 9:00~17:00
・法律相談	: 9:00~17:00
・税務相談	: 14:00~16:00
・社会保険に関する相談	: 9:00~17:00
・暮らしの情報提供	: 10:00~16:00



0120-285-110

(携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

※ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(いずれも法人は除きます。)と、そのご親族(以下「相談対象者」といいます。)からの直接の相談に限ります。(親族:配偶者・6親等以内の血族・3親等以内の姻族)

介護関連サービス

- ・電話介護相談(介護保険制度やケアプランについてのご相談等、介護全般に関わるご相談)
- ・インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」
ホームページアドレス <http://www.kaigonw.ne.jp/>

生活支援サービス

- ・法律・税務相談*1
- ・社会保険に関する相談*2
- ・暮らしの情報提供

*1 弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

*2 社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに時間を必要とする場合があります。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じて提供します。
- ・メディカルアシストおよびデイリーサポートのご相談の対象は相談対象者に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とします。
- ・メディカルアシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償】

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導＊1中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ＊2をした場合に保険金をお支払いします。

- ＊1 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- ＊2 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

ケガを被ったとき既に存在していた病気やケガの影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

傷害補償基本特約＋ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合		
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含みます。))に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※ 1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・戦争、内乱、暴動等によって生じたケガ＊1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・核燃料物質の有害な特性等によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。))によって生じたケガ ・刑の執行によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートテスター、オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。))、プロボクサー、その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等 ＊1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。		
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。			
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては入院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日が限度となります。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。			
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1または先進医療＊2に該当する所定の手術を受けられた場合 に、保険金をお支払いします。 お支払額 <table><tr><td>入院中</td><td>入院保険金日額の10倍</td></tr><tr><td>入院中以外</td><td>入院保険金日額の5倍</td></tr></table> ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内の期間に受けた手術に限りです。また、1事故に基づくケガについて、1回の手術に限りです＊3。 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限りです。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動します。))。 ＊3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。		入院中	入院保険金日額の10倍
入院中	入院保険金日額の10倍				
入院中以外	入院保険金日額の5倍				
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。) された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日が限度となります。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。			

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約	ご本人*1の国内外でのゴルフの練習、競技または指導*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします(免責金額(自己負担額)はありません。) あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。 ※個人賠償責任補償特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。 ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。 *1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。 *2 ゴルフの練習、競技または指導には、これらに付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きます*2。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ等 *1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 *2 ゴルフ・カートの使用に起因する損害賠償責任は、保険金のお支払いの対象となりますが、保険の対象となる方が運転するゴルフ・カート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約+ゴルフ用品補償特約	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に生じた次の損害を補償します。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。) ②ゴルフクラブの破損、曲損 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*1を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。 ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 *1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。	・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・戦争、内乱、暴動等によって生じた損害*1 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・核燃料物質の有害な特性等によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち等の単なる外観の損傷であって保険の対象の機能に支障をきたさない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ・液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害等 *1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合			
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、 下表のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等*1を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。	・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ			
	<table><tr><td>①</td><td>同伴競技者および同伴キャディ等 * 2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス (公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等 * 2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</td></tr><tr><td>②</td><td>記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</td></tr></table> ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 * 1 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。 * 2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。	①	同伴競技者および同伴キャディ等 * 2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス (公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等 * 2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)	②	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス
①	同伴競技者および同伴キャディ等 * 2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス (公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等 * 2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)				
②	記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス				

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介しますものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

〔マークのご説明〕



ご加入いただく保険の
特に重要な情報です。



お客様にとって不利益となる事項等、
特にご注意ください情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

I ご加入時にご確認いただきたいこと

ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。



1 保険期間および責任開始日時(保険の補償を開始するとき)

ご加入の保険契約の保険期間および責任開始日時については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

2 保険料の払込方法等

●保険料の払込方法について



払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

●保険料の一括払込みが必要な場合について



ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者である団体を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご契約のうちそのご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、そのご加入者の加入部分*1を解除させていただくことがありますのでご注意ください。

※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記 8 告知義務・通知義務等をご確認ください。

*1 そのご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない方および補償だけでなく、従来よりご加入の保険料を払込みいただいていた方および補償も含まれます。)

3 保険金額等の設定について



この保険での保険金額*1はあらかじめ定められたタイプの中から選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額*1の増額等はできません*2。あらかじめご了承ください。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。
- *2 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。



4 保険金受取人の指定について

●傷害補償

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険にご加入したことについてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

●がん補償

保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様の保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となります(保険金受取人を特定の方に指定することはできません。)



5 他の保険契約等がある場合

他の保険契約等とは、ご加入の保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご加入の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。他の保険契約等の有無、他の保険契約等がある場合の引受保険会社等については、ご加入の際に必ず加入依頼書等に記載してください。

なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

6 保険料

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

7 補償の内容

“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

8 告知義務・通知義務等



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項です。

告知義務: 加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください(弊社の代理店には、告知受領権があります。)。なお、お引受けする補償によっては、★または☆が付された事項が告知事項にあたらな場合もあります。補償ごとの告知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

通知義務：加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますので、ご注意ください。なお、お引受けする補償によっては、☆が付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。補償ごとの通知事項は、後記「●告知事項・通知事項一覧」をご参照ください。

※ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になったり、ご加入内容が変更になることがあります。なお、保険料が変更になる場合、通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

●告知事項・通知事項一覧

告知事項・通知事項は、お引受けする補償ごとに異なります。下表をご確認ください(項目名は異なることがあります。)

- ①
- 正しく告知・通知いただけない場合は、ご加入を解除することがあります。
- ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

項目名	基本補償・特約	傷害補償	所得補償	団体長期障害所得補償 医療補償 がん補償	親介護補償	個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用財産 救済者費用等
	★*1	★	★	★	★	★*2
生年月日	—	—	—	—	—	—
性別	—	—	—	—	—	—
職業・職務*3	—	—	—	—	—	—
健康状態告知*5	—	—	—	—	—	—

- ※★が付された事項は告知事項、☆が付された事項は告知事項かつ通知事項となります。
- ※すべての補償について「他の保険契約等」についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(子ども傷害補償)については、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。
- *1 子ども傷害補償以外の場合には、告知事項とはなりません。
 - *2 子ども傷害補償にご加入されていない場合には、告知事項とはなりません。
 - *3 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
 - *4 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットいただいた場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
 - *5 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

●所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償の「告知」(健康状態告知書)について

健康状態等は正しくお知らせください。過去に病気やケガをされたことがある方等でも、ご加入内容を制限してお引受けできる場合があります。

- ①告知義務について <ご加入時にお知らせいただくこと>
- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、健康状態等について「健康状態告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。
- ②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について
- 弊社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等でも、その内容によってはお引受けすることがあります(お引受けできないことや、ご加入内容を制限してお引受けすることもあります。)
- ③過去に病気やケガをされたこと等を告知された場合
- お引受けについて、告知の内容から、以下のA～Cいずれか(がん補償、医療補償の親介護補償保険金特約については、AまたはC)の決定とさせていただきます。
- A お引受けさせていただきます(補償対象外となる病気・症状の設定はありません。)
 - B 補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けさせていただきます(なお、更新時の補償内容アップの際に補償対象外となる病気・症状が設定された場合は、補償内容をアップされた部分だけでなく、従来よりご加入されている部分についてもその病気・症状は補償対象外となりますのでご注意ください。)
 - C 今回のお引受けはお断りさせていただきます。
- ④告知が事実と相違する場合
- 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*1から1年以内であれば、弊社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*2。
- ・責任開始日*1から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
 - ・ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*3(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)
 - *1 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知された保険契約の支払責任の開始日をいいます。
 - *2 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
 - *3 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

なお、前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治りが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消し等となることがあります。

<新たな保険契約へお乗換えされる場合>

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- a.現在のご加入を解約、減額等される場合の不利利益事項
- ・多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご加入後短期間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかなことがあります。
- b.新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
- ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等により、お断りをする場合や補償対象外となる病気・症状を設定のうえでお引受けをさせていただく場合があります。
 - ・新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間の初日の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
 - ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
 - ・一般の契約と同様に告知義務があります。新たにご加入の保険契約の場合は「新たな保険契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消しの規定等についても、新たにご加入に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。よって、告知が必要な過去の病気やケガ等がある場合は、新たにお引受けができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除・取消し等となったり、保険金が支払われない場合があります。
 - ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った病気やケガに対しては、保険金が支払われない場合があります。
- 現在のご加入を継続していれば保険金のお支払い対象となる場合でも、乗換えて新たにご加入の保険契約ではお支払い対象にならないことがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。
 - (例えば、乗換えて新たにご加入の保険契約が「がん補償」である場合、保険始期日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前の期間については、保険金をお支払いできません。この期間中に現在のご加入を解約するとがんの補償のない期間が発生します。)

⑤告知内容の確認について

ご加入後、保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

●その他ご加入後の変更等のご連絡について

○所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、保険金額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、家事従事者特約をセットされる場合は、171,000円となります。)
- *2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

○団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡のうえ、支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます。
- *2 「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

○借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

○すべての補償共通

事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご連絡いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないことや、保険金のお支払いに支障をきたすことがあります。



9 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。



10 補償の重複に関するご注意

●個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

- *1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。

●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください。*1

- *1 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

11 満期を迎えるとき

●保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合について

○保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。

○補償内容等を改定した場合、更新後の補償内容等は変更されることがあります。

弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新前の内容とは異なる内容で更新されることや補償の更新のお取扱いを行えないことがあります。

●更新後契約の保険料について

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

●補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合について

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償(親介護補償保険金特約を除きます。)において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや補償対象外となる病気・症状が新たに設定されることがありますので、ご注意ください。

●更新後契約の補償内容を拡充する場合について

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額*1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容を拡充する場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額とします。

●保険金請求忘れのご確認について

更新してご加入いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

●更新加入依頼書等記載の内容について

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

●ご加入内容を変更されている場合について

ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

12 満期返れい金・契約者配当金について

●満期返れい金・契約者配当金はありません。

13 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご加入時にご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社はご加入を取り消すことができます。
- 以下に該当する事由がある場合は、ご加入は無効になります。
 - ・ご加入時にご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってした場合
 - ・傷害補償で死亡保険金受取人を指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合は除きます。)
 - ・がん補償について、以下に該当する事由がある場合
 - ①この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- 以下に該当する事由がある場合には、弊社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせた場合
 - ・ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し保険の対象となる方または保険金の受取人に詐欺の行為があった場合 等

14 その他ご加入時にご注意いただきたいこと

- ①加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認くださいようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
 - ②弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。
 - ③ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。
 - ④この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象とする方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。
- ⑤現在のご加入を満期日を待たずに解約され、新たにご加入されると、以下のように一部不利となる可能性がありますのでご注意ください。

 - ・返還保険料は払込みいただいた保険料の合計金額以下となります。特に、満期日の直前で解約された場合は、返還保険料をお支払いできないことがあります。
 - ・新たにご加入の保険契約は、現在の保険契約に比べて補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
 - ・新たにご加入の保険契約について、保険の対象となる方の健康状態等によりお断りする場合があります。

注意喚起情報

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
 (土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

II ご加入後にご注意いただきたいこと

1 解約されるとき

●からだに関する補償における保険の対象となる方からのお申出による解約について

傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出によりその保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となるご家族等の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。

2 事故が起きたとき

- ①事故が発生した場合には、直ちに(所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- ②賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。
- ③保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。なお、からだに関する補償においては弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることがあります。また、所得補償・団体長期障害所得補償においては原則として所得を証明する書類をご提出いただきます。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人または保険の対象であることを確認するための書類
 - ・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等
 - ・弊社の定める就業不能状況記入書
 - ・弊社の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ④保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご対象の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- ⑤保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。

- ⑥損害が生じたことにより保険の対象となる方が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は弊社に移転します。
- ⑦賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
- 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 - 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、弊社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

3 ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

4 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下記のとおりとなります。



補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	1年以内	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償		

< 共同保険引受保険会社について >

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事)	57%	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	22%
三井住友海上火災保険株式会社	16%	日新火災海上保険株式会社	5%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、弊社ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



事故は119番・110番
0120-119-110

受付時間: 24時間365日
携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。
万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

☐ 保険金をお支払いする主な場合 ☐ 保険金額、免責金額(自己負担額)
☐ 保険期間 ☐ 保険料・保険料払込方法
☐ 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

確認事項

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

※現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

この保険は、双日株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。
保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として双日株式会社が有します。

<ご注意>

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

お問い合わせ先・事故時の連絡先

東京海上日動安心110番
(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



事故は119番・110番

0120-119-110

受付時間: 24時間365日

携帯電話のアドレス帳登録はこちら▶
(「ア」行に登録できます)



代理店

双日インシュアランス株式会社

双日社員

東京本社 営業第三部三課

住所: 〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング17階

TEL: 03-6871-4203

(受付時間: 平日9:15~17:30)

FAX: 03-6871-5037

E-mail: soins@sojitz-ins.com

グループ社員(東京)

東京本社 営業第三部三課

住所: 〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング17階

TEL: 03-6871-4203

(受付時間: 平日9:15~17:30)

FAX: 03-6871-5037

E-mail: soins@sojitz-ins.com

グループ社員(大阪)

大阪支店 大阪営業課 (担当: 和泉・中村)

住所: 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-6-29 FORECAST堺筋本町6階

TEL: 06-6267-4472

(受付時間: 平日9:15~17:30)

FAX: 06-6267-4458

E-mail: izumi.kiyomi@sojitz-ins.com

退職者

東京本社 営業第三部三課

住所: 〒100-8691 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング17階

TEL: 03-6871-4203

(受付時間: 平日9:15~17:30)

FAX: 03-6871-5037

E-mail: soins@sojitz-ins.com

保険会社 お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社 総合営業第二部営業第三課

住所: 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

TEL: 03-3285-1771 (受付時間: 平日9:00~17:00)

加入タイプ読替えのポイント

<golfer 保険の各タイプに現在ご加入の方へ>

商品改定により、保険金額・保険料等を下表の補償内容に、各タイプとも読み替えてご案内しています。補償内容により、保険金額、保険料等を一部引き上げ、または引き下げしている場合があります。

セット名		Aセット		Bセット		Cセット		Dセット	
		新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
年間保険料		13,000円	13,000円	7,500円	8,000円	5,000円	5,000円	2,500円	2,500円
傷害補償 (ご自身に対するケガ)	タイプコード	HATB		HATE		HATC		HATD	
	死亡・後遺障害保険金額	2,700万円	562.4万円	1,650万円	729.1万円	1,350万円	754.1万円	2,050万円	687.4万円
	入院保険金日額	15,000円	8,436円 *1	15,000円	10,937円 *1	15,000円	11,312円 *1	15,000円	10,311円 *1
	通院保険金日額	10,000円	5,624円 *2	10,000円	7,291円 *2	10,000円	7,541円 *2	10,000円	6,874円 *2
個人賠償責任 (第三者に対する賠償責任)	タイプコード	KCTB		KCTB		KCTB		KCTB	
	保険金額	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円	国内:1億円 国外:1億円
携行品 (ゴルフ用品の損害)	タイプコード	HDTC		HDTE		HDTD		HDTD	
	保険金額 (免責金額(自己負担額):0円)	50万円	40万円	30万円	35万円	20万円	20万円	20万円	25万円
ホールインワン・ アルバトロス費用	タイプコード	KETC		KETB		KETA			
	保険金額	100万円	100万円	50万円	50万円	30万円	30万円		

*1 入院保険金日額＝「ご自身の傷害(死亡・後遺障害)」の保険金額×1.5/1000

*2 通院保険金日額＝「ご自身の傷害(死亡・後遺障害)」の保険金額×1/1000

※現在のご加入タイプについては、お手元の加入者票にてご確認ください。募集期間終了までに特段のお申し出がない限り、上記の補償内容・保険料等にて、自動更新となります。万一、ご希望に合致しない場合は、代理店にお申し出ください。

※商品の改定内容につきましては別紙をご確認ください。

